

経 済 産 業 省

平成 18・12・19 貿局第 1 号
輸出注意事項 1 8 第 4 0 号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け輸出注意事項 6 2 第 1 1 号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成 1 8 年 1 2 月 2 7 日

経済産業省貿易経済協力局長 石田 徹

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け輸出注意事項 6 2 第 1 1 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 1 9 年 1 月 1 日より施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（62貿局第322号）

改正後			現行		
輸出貿易管理令の運用について			輸出貿易管理令の運用について		
2-1-1の2 輸出令別表第2の2に掲げられている貨物に関する輸出の承認			2-1-1の2 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認		
(1) (略)			(1) (略)		
(2) 輸出令別表第2の2に掲げる貨物の解釈			(2) 輸出令別表第2の2に掲げる貨物の解釈		
輸出令別表第2の2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。			輸出令別表第2の2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。		
別表第2 の2の号	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等）	別表第2 の2の号	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等）
1	(略)	(略)	1	(略)	(略)
2	魚のフィレ（冷凍したものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	<u>0304. 29</u> のうちまぐろ	2	魚のフィレ（冷凍したものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	<u>0304. 20</u> のうちまぐろ
3～13	(略)	(略)	3～13	(略)	(略)
14	鉛ガラス製のコップ類	<u>7013. 22、7013. 33</u>	14	鉛ガラス製のコップ類	<u>7013. 21</u>
15 ～17	(略)	(略)	15 ～17	(略)	(略)
18	音声再生機、録音機及びビデオの記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	<u>85. 19、85. 21、85. 22</u>	18	音声再生機、録音機及びビデオの記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	<u>85. 19から85. 22まで</u>
19	録音その他これに類する記録用の媒体（写真用又は映画用のものを除	85. 23 <u>(8523. 52を除く。)</u>	19	録音その他これに類する記録用の媒体（写真用又は映画用のものを除	85. 23、 <u>85. 24</u>

	き、録音その他これに類する記録をしたものを含む。)	
20	ビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ	<u>8525. 80 (テレビジョンカメラを除く。)</u>
21	ラジオ放送用受信機(無線電話又は無線電を受信することができるものを含む。)	85. 27
22	テレビジョン受像機器(カラーのものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)並びにビデオモニター(カラーのものに限る。)及びビデオプロジェクター	<u>8528. 49 (カラーのものに限る。)、8528. 59 (カラーのものに限る。)、8528. 69、8528. 71 (カラーのものであつて、放送用のものに限る。)、8528. 72 (放送用のものに限る。)</u>
23 ~33	(略)	(略)

	き、録音その他これに類する記録をしたものを含む。)	
20	ビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ	<u>8525. 40</u>
21	ラジオ放送用受信機(無線電話又は無線電を受信することができるものを含む。)	85. 27 <u>(8527. 90を除く。)</u>
22	テレビジョン受像機器(カラーのものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。)並びにビデオモニター(カラーのものに限る。)及びビデオプロジェクター	<u>8528. 12のうち放送用のもの、8528. 21、8528. 30</u>
23 ~33	(略)	(略)